

障害福祉サービス利用単位と加算

令和元年10月1日現在

【居宅介護利用料】

居宅介護	利用時間	利用単位	特定事業所 加算(Ⅱ)	介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	地域区分
居宅における 身体介護 通院介助 (身体介護伴う)	30分未満	249単位	1ヶ月の利用 合計単位の 10%が加算 されます。	1ヶ月の利 用合計単位 の30.2%が 加算されま す。	周南市は 1単位 =10.18円で 計算します。
	30分以上1時間未満	393単位			
	1時間以上1時間30分未満	571単位			
	1時間30分以上2時間未満	652単位			
	2時間以上2時間30分未満	734単位			
	2時間30分以上3時間未満	815単位			
	※以降30分増す毎に81単位を加算				
家事援助	30分未満	102単位			
	30分以上45分未満	148単位			
	45分以上1時間未満	191単位			
	1時間以上1時間15分未満	232単位			
	1時間15分以上1時間30分 未満	268単位			
	※以降15分増す毎に34単位を加算				
通院介助 (身体介護伴わ ない)	30分未満	102単位			
	30分以上1時間未満	191単位			
	1時間以上1時間30分未満	268単位			
	※以降30分増す毎に68単位を加算				
通院介助 (身体介護伴う)	30分未満	249単位			
	30分以上1時間未満	393単位			
	1時間以上1時間30分未満	571単位			
	※以降30分増す毎に81単位を加算				
[その他の加算]					
* 初回加算		200単位/月			
* 特別地域加算		1ヶ月の利用合計単位の15%が加算されます (対象地域：【旧徳山市】大津島、【旧鹿野町全域】鹿野町・須金村・串村)			
* 利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)		150単位/回			
* 福祉専門職員等連携加算 (90日の間、3回を限度)		564単位/回			

* 基本料金に対して早朝 (午前6時～午前8時) ・夜間 (午後6時～午後10時) 帯は25%増し、
深夜 (午後10時～午前6時) は50%増しとなります。

【重度訪問介護事業利用料】

利用時間	利用単位	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	地域区分
1時間未満	184単位	1ヶ月の利用合計単位の 19.1% が加算されます。	周南市は 1単位=10.18円で 計算します。
1時間以上1時間30分未満	274単位		
1時間30分以上2時間未満	366単位		
2時間以上2時間30分未満	457単位		
2時間30分以上3時間未満	549単位		
3時間以上3時間30分未満	639単位		
3時間30分以上4時間未満	731単位		
4時間以上8時間未満	816単位に30分増す毎に85単位を加算		
8時間以上12時間未満	1,496単位に30分増す毎に85単位を加算		
12時間以上16時間未満	2,171単位に30分増す毎に80単位を加算		
16時間以上20時間未満	2,817単位に30分増す毎に86単位を加算		
20時間以上24時間未満	3,499単位に30分増す毎に80単位を加算		
[その他の加算]			
* 初回加算		200単位/月	
* 特別地域加算		1ヶ月の利用合計単位の15%が加算されます (対象地域：【旧徳山市】 大津島、【旧鹿野町全域】 鹿野町・須金村・串村)	
* 利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)		150単位/回	
* 行動障害支援連携加算 (30日の間、1回を限度)		584単位/回	

*基本料金に対して早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

【同行援護利用料】

利用時間	利用単位	特定事業所 加算(Ⅱ)	介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	地域区分
30分未満	184単位	1ヶ月の利 用合計単位 の 10% が加 算されます。	1ヶ月の利 用合計単位 の 30.2% が 加算されま す。	周南市は 1単位 = 10.18円 で 計算します。
30分以上1時間未満	292単位			
1時間以上1時間30分未満	421単位			
1時間30分以上2時間未満	485単位			
2時間以上2時間30分未満	548単位			
2時間30分以上3時間未満	611単位			
3時間以上	674単位			
※以降30分増す毎に63単位を加算				
[その他の加算]				
* 初回加算		200単位/月		
* 特別地域加算		1ヶ月の利用合計単位の15%が加算されます (対象地域：【旧徳山市】 大津島、【旧鹿野町全域】 鹿野町・須金村・串村)		
* 利用者負担上限管理加算 (月1回を限度)		150単位/回		

* 基本料金に対して早朝 (午前6時～午前8時) ・夜間 (午後6時～午後10時) 帯は25%増し、
深夜 (午後10時～午前6時) は50%増しとなります。